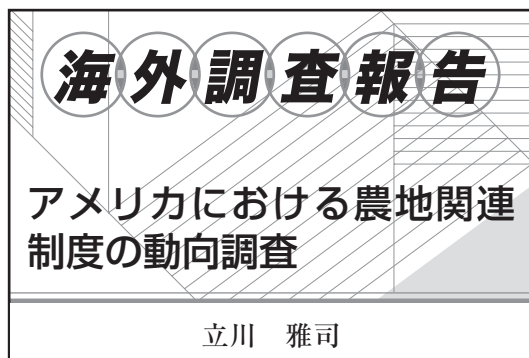




アメリカにおける「農地転用規制」および「企業による農地取得規制」に関する調査を主たる目的として、平成18年8月10日から18日までアメリカに出張した。

アメリカのような広大な土地を有する国が転用規制などそもそも持つものなのか、という疑問が当然出てくるであろう。しかし、西海岸および東海岸の諸州においては、ちゃんと存在しているのである。とはいえ、こうした農地転用規制は、州やその下位政府（自治体、カウンティ等）による制度であり、連邦政府によるものではない。そもそもアメリカは、州を構成単位とする連邦組織であるため、土地に関する規制は当該の州がおかれた社会・経済・政治的な事情が反映されているということができる。

転用規制の手法には、代表的なものとして、ゾーニングや農用地区域の設定、農地への減税措置、開発権の移転や購入といった手法があげられる。このうち興味深い手法としてあげられるのが、「開発権の購入（purchase of agricultural conservation easement, PACE）」という手法である。PACEは1970年代にニューヨーク州で考案され、近年徐々に広がりを見せてきた手法である。これは生産者に対して農地転用利益をいわば前払いすることによって、農地転用を恒久的に防止する手法である。農地の開発権のみを有償で州政府や農地保全団体に売り渡すことで、生産者は受け取った対価を農業投資にまわすことができると共に、農地を他に譲渡する場合にも、開発権を売り渡した分、農地価格が低下しているために、新規参入者にも比較的手が届きやすい価格になる。しか

もこうした農地を団地として戦略的に確保していくことで、恒久的に優良農地を保全していくことができる。

もちろん開発権を購入するための財源がなければ、こうした手法は進展しない。財源確保のために、各州は創意工夫をこらしている。一般的には農地転用税や不動産取得税を充てる手法が多いが、そのほかにも宝くじ収益や携帯電話税などを充てているところもある。また連邦政府もこうした手法の意義を認め、1996年農業法以降マッチングファンドを州政府等に提供している（Farmland and Ranchland Protection Programと呼ばれる）。こうした転用規制の取り組みに関して、全米のなかでも最も積極的に実施しているメリーランド州において、最近の動向についてヒアリングした。

他方、企業による農地取得規制は、都市部ではなく農業が地域経済の中核と位置付けられている中西部諸州のいくつかの州政府が実施しており、今回はアイオワ州でヒアリングを行なった。こうした企業に対する農地取得規制、あるいは農業従事規制は、家族経営を保護していくために制定されたものであり、1930年代の大恐慌時に銀行など大資本に農地所有が集中した過去の経験が発端となっている。こちらの方は、企業側がこうした規制の不当を裁判所に訴え、一部では合衆国憲法（黙示的通商条項）への違反という判決（サウスダコタ州、ネブラスカ州）も出ており、やや動揺の兆しが見える。アイオワ州においても、州法において大手畜産加工業者が直接・間接に家畜飼養することを禁止しているが、こうした州法を大企業（スミスフィールド社）が憲法違反と訴えていた。最終的に、州政府と企業との間の話し合いで合意がなされ、契約農業保護を企業に求めることを条件に、企業の畜産業への関与を認めることとなった。今後は、農地所有そのものを制限するよりも、企業と交わす生産・販売契約などの中で、生産者をいかに保護していくかに重点が移りつつあるように思われる。なお、本調査に関する詳細に関しては、別途まとめる予定の報告書を参照されたい。